

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和7年2月7日（金） 熊本県庁防災センター 312・313・314会議室	
出席委員氏名 ※50音順	上妻 清人 （一般財団法人熊本建築審査センター 専務理事） 澤田 道夫 （熊本県立大学総合管理学部教授） 辻本 剛三 （熊本大学客員教授） 古市 麻美 （行政書士）	
審議対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日	
抽 出 案 件	総件数 7 件	（備考）
一般競争入札	0 件	
条件付一般競争入札	3 件	
指名競争入札	4 件	
随意契約	0 件	
談合情報	0 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意 見 ・ 質 問	回 答
１ 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。 ○「議事（３）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（４）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。 ○異議なし。 ○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（４）委員間の意見交換」については非公開と決定した。 ２ 入札及び契約手続の運用状況の報告 【Ｒ４～６年度上半期の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料１）】 ○意見等なし	（事務局の提案） ○委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（３）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。 次に、「議事（４）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第３公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。 報道関係者入室 （事務局）資料１～４を報告

意 見 ・ 質 問	回 答
【入札不調等の発生状況について（資料２）】 ○地域によって不調率に差がある。おそらく災害によって差が出ていると想定しているが、地域による不調率の差を抑えるために管内を超えて受注できる仕組みがあったと思うが、不調率が高くなった原因は何か。 ○４月と８月の不調率が高い理由は。 ○入札者なしとなった場合の対応はどうしているか。 【指名停止の運用状況一覧（資料３）】 ○指名停止となった業者は、指名は参加できないと思うが一般競争入札も参加できないのか。 ○１０番の事案について、遠隔地という理由で辞退とあるが、入札時点で分かっていたのではないのか。またよくあることか。 【入札契約方式別発注工事一覧（資料４）】 ○一般競争入札と条件付一般競争入札の違いは。 ○条件付一般競争入札の対象となる金額は。	○JVを組んで参加してもらうことで管外からも参加できる復興JV制度を設けている。現在も制度は続けてはいるものの、球磨地域に関しては災害の影響が大きかったため不調率が高くなっている。 ○想定にとどまるが、４月については、母数がまだ少なかったことと、繰り越し工事がまだ継続しており、手持ち工事が多く技術者が配置できなかったこと。８月については、年度の１回目の工事発注のピークの時期であるため、手持ち工事が多く技術者が配置できなかったことが考えられる。 ○業界団体と意見交換を行い、不調の原因の確認や受注余力の確認を行うなど、不調対策に取り組んでいる。 ○一般競争入札も参加できない。 ○入札時点で遠隔地であることは把握できる。このような事案は珍しい。 ○一般競争入札にいては、27億以上となると、政府調達案件となる。政府調達案件対象になると、入札参加資格の中に地域要件が入ってこないものとなる。

意 見 ・ 質 問	回 答
4 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料5）】 ※抽出委員から説明 【審議対象工事（資料6）】 《指名競争契約》 （1）益城中央線交通安全対策補助（安永地区改良その21）工事 他合併 ○10者のうち7者が失格となった理由は。 ○予定価格は公表しているのか。 ○予定価格よりも上の金額で入札するような事案はあるのか。 ○そのような入札をする理由は。 （2）天草管内単県治山県営事業（一般単独債）第13号工事 ○7者とも予定価格と同額での入札で、電子くじで決まっているが、このようなケースはよくあることか。 ○電子くじの結果は、システムで自動的に算出されるものか。 ○予定価格と同額の入札が7者もあった理由はなぜか。割に合わない工事と判断されたからなのか。	○予定価格3000万以上が、条件付一般競争入札となっている。 ○受注意欲が高く、低い金額で入札した結果、ランダム係数により最低制限価格を下回ったため。 ○事前公表している。 ○指名競争入札ではあまり見ないが、一般競争入札では事案はある。 ○資材の高騰等が理由で積算が合わないことなどの意思表示のような理由と思われる。 ○非常に珍しいケースである。 ○はい ○適正に積算しているため、予定価格の設定価格が低すぎるということはない。7者が全員同額であったことについては、発注見通しにおいて、本工事の他に、法面工事を複数発注することを公表していたこともあり、今回の入札については受注意欲が低かった結果、こういった形になったのではないかと推測している。

意 見 ・ 質 問	回 答
○指名回数が3回未満の業者を選定している理由は。 （３）塩屋漁港漁村再生交付金（集落道）法面工事 ○指名回数がかかれていない理由は。 （４）球磨中央高校部室棟改修その他工事 ○落札業者以外の内訳書未確認の理由は。 ○学校内の工事であり、授業の兼ね合いなど学校側との調整が必要かと思うが、どのように対応されているのか。 《条件付一般競争入札》 （５）農業公園多目的ホールその他内外部改修工事 ○競争入札に参加する者に必要な資格の中で、施工実績について、金額の設定方法は。 （６）五老滝川５年発生河川災害関連（その８）外工事他合併 ○競争入札に参加する者に必要な資格の中で、施工実績を求めている理由はない。	○広域本部管内で業者選定のルールを決めており、指名回数を勘案して、少ない方から選定していくため。 ○今回が１回目の指名であったため。 ○価格競争であるため、入札金額の低い者の内訳書が適正な内訳書であったことを確認し、落札業者が確定されたため、ほかの業者は確認していない。 ○校舎から離れた位置であったことや、工事内容が騒音の出るような工事ではなかったため、授業に与える影響は少なかった。また、毎週定例会を開いており、学校関係者も参加していただき日程調整をしながら取り組んでいる。 ○設計金額の約８割で算出している。 ○土木一式の工事の中でも、今回の工事は高度な技術力を要しない工事であるため、施工実績を求めている。

意 見 ・ 質 問	回 答
○一者入札の、可否の取扱いはなにか。また、公告等に一者入札の可否の記載はあるのか。 (7) 玉名管内治山事業（交付金）林地荒廃防止事業通常第3号工事 ○入札金額が高い業者が落札となっているが、この理由は。 ○競争入札に参加する者に必要な資格の中で、営業所の所在地が玉名地域振興局管内に主たる営業所を有すること。となっているが、この理由は。 ○今回の工事が1者入札可でない理由は。 (報道関係者退出) 【総合評価判定シート審議】 非公開 4 委員間の意見交換 非公開 ○以上で本日の審議事項はすべて終了した。	○災害復旧工事に関しては、一者入札可としている。公告にも記載している。 ○一般競争入札のため、入札金額だけでなく、技術点の評価点を加味したところで、最終的な落札決定者が決まるため。 ○設計金額に応じて、所在を管内で設定をするか、県全域で設定するか決めている。 ○林地荒廃防止事業の工事においては、一者入札は不可として取扱っている。